

一 事業主側

事業主側ニ於テハ協議ノ結果全見ノ却度及分定ノ深歩ヲ為ス
ハ労働者側ノ態度ヲ益々強硬ナラシムルモノナリトシ其ノ際
同情罷業ヲ為シタル船大中林等ニ部外ニ名ヲモ解雇セント態
度ヲ決定セリ

交 渉 状 況

十六日午前十時十五分ヨリ事業主定ニ於テ労資全見シ事業主
側ヨリ前出ノ要亦ニ付シテハ遺憾ナルニ付シ得ニ第一歩
方ノ最後案ニテ解決ヲ見ルニ付能ハサル時ハ今後事態如何ニ
変化スルニ依行キニ委メ外ナラ不意諒取サレタリト前出シテ
今見釋々折衝スルカアリタレ又結局州十七日再会ヲ約シテ今
見ヲ終レリ

十七日午前十時ヨリ事業主定ニ於テ

事業主 兵谷川 鷹

労働者側

船大 佐々木 高橋増蔵 湯田増蔵
船大 山田時雄 外一

等全見シ事業主ヨリ

昨日提案ニシレタル件ニ非レ種々協議ノ重キタルモノ遺憾ニ
ニ為スレトコトヲ得ヌ之迄折衝シ来タレル交渉シ決裂ニ終レハ
双方ノ本意ニ絶シサルヲ以テ全部撤退シテ百用ヲ支給マルコ
トニテ解決サレ度シ尙之ヲ容認セラレサル時ハ決裂スルニ至
ルヲ得サルカニテ之以上ノ要求ハ一切効果ナクニ付考慮サレ
度シト回答セリ

労働者側代表等ハ

吾々ニ交渉ノ決裂ハ本意ナリナルヲ以テ本日迄終始強意ヲ披
歴シテ交渉ニありタルニ其ノ趣キハ甚々遺憾ナリトテ決裂
ノ危険ヲハラシタルニ付々折衝ノ結果漸ク妥協点ヲ見ルニ至
リ明日十八日覺書ヲ交換スル事シ約シ午前十一時全見シ了セリ